

専門学校制度の構造と一年志願兵資格

—ドイツ・プロイセン工業系専門教育制度の接続関係—

寺 澤 幸 恭

Die Struktur der Fachschulwesens und die Berechtigung zum einjährig-freiwilligen Militärdienst.

—Der Anschlüsse des gewerben Fachschulwesens in Preußen-Deutschland—

Yukiyasu Terazawa

Resümee

- I. Die Reorganisationen und die Auflösung des Provinzialgewerbeschulwesens und die Berechtigung zum einjährig-freiwilligen Militärdienst.
- II. Die höhere Maschinenbauschule.
- III. Die Strukturierung des Fachschulwesens und die Obersekundareife.

はじめに

ドイツ・プロイセンの中等学校とくにギムナジウムの在学および修了と結びついた諸資格はすでに19世紀半ばにおいてひとつの複合的なシステムを構成していた。それは手工業者、工業従事者、官吏、都市市民その他の子弟の教育を引き受ける19世紀前半のギムナジウムの教育機能の多様さに対応したものであり、第III級成熟 (Tertiäreife 第III級への進級資格)、第II級成熟、あるいはさらに細かく第II下級成熟、第II上級成熟 (Obersekundareife) といった学年段階に特殊な資格が結合することによって卒業まで在学しない者に就職の可能性を開くものであった。これらの資格はたとえば公務員の特定のランクに就くための能力付与であり、あるいは獣医、薬剤師、測量技師、鉱山技師、将校などのような特定の経路に進むための訓練を受けるための前提条件であった。というのもこれらの職業での訓練の開始はアビトゥーアよりも下の教育修了によって認められていたからである。このような多様化と等級化はすでに19世紀の20年代および30年代において発達し、プロイセンのギムナジウムのひとつのメルクマールであり続けたことはこれまでの研究が明らかにしているところである¹⁾。このよ

うな諸資格のなかでアビトゥーアとならんで一年志願兵資格(Berechtigung zum einjährig-freiwilligen Militärdienst)には教育システム全体を構造化するという特別な意義が与えられることになる²⁾。一年志願兵制度は1814年の兵役義務に関する法律に遡る。この兵役法の規定は次のように述べていた。「教養ある身分出身で、自ら衣服と武器を賄える青年は、願い出ることにより獵兵隊および狙撃兵隊に採用されることができる。一年間のサービスのうちその職業を継続するために賜暇を許される」。条件とされた学問的な教育およびその証明は学校制度の改変により次第に引き上げられ、最終的な規定は1868年3月26日の北ドイツ連邦軍補充訓令およびこれを引き継いだ1875年9月28日のドイツ帝国国防規程によってもたらされた³⁾。

一年志願兵資格設定の目的の中心はギムナジウムあるいはこれと同等と認められた実科系学校の上級段階まで在学できる有産市民層に一年間の短期服務そして服務後予備役将校への昇格という特典を与え、軍と有産市民層との間の精神的紐帯を形成することにあつた⁴⁾。この一年志願兵資格はギムナジウムなど中等学校の特定の教育水準修了についての証明書を手にするか、あるいはその水準に対応した試験に合格することによって取得できた。したがって原則的にはラテン語を中心とする中等教育を基礎とする資格であつたが、他方で「技能または機械に習熟し、その仕事においてきわ立った業績を挙げた青年」にはこの学問的な能力証明書を免除するという特例も認められていた(ドイツ国防規程第89条第6項及び第7項⁵⁾)。工業化の進展にともなうて数学・自然科学そして技術を重点とする学校形態が産業界から強く求められるようになった19世紀の後半ともなるとこの特例を根拠として若干の技術系教育機関に一年志願兵のための能力証明書を発行する権限が与えられるようになり、この資格が専門学校制度においても特殊な機能を担うにいたつた。

本稿では、これまでの実科系学校制度⁶⁾、中間学校制度⁷⁾が形成される過程における一年志願兵資格の機能についての考察に続き、専門学校とくに工業系専門学校制度の発達の特質を一年志願兵資格の果たした機能という視点から明らかにしようとするものである。

I. 地方工業学校と一年志願兵資格

地方工業学校(Provinzialgewerbeschule)の創設者であつた商工省商工局長ボイト(P. C. W. B euth, 1781-1853)が退職してから4年後の1849年、トリーア地方工業学校の校長であつたドルッケンミュラー(Druckenmüller)が、ベルリン工業インスティトゥートの校長に招聘された。彼は商工省大臣ハイト(August v. d. Heydt)に対して、地方工業学校についての新たな法的規定を設けるように提案した。その結果、地方工業学校を「全国的にはほぼ均質な中等工業専門学校⁸⁾」にすることをめざした1850年6月5日付の「プロイセン工業学校制度の組織に関する規程」がつくられた。これにより地方工業学校の教科課程は、主として技術的な教授と製図の訓練を行う下級と、その応用を行う上級の二級制とされた⁹⁾。そして卒業試験に合格した生徒は工業インスティトゥートへ入学が許され、授業料免除および奨学金の資格を得ると同時に、工業インスティトゥートへの入学登録によって一年志願兵資格を得ることができた¹⁰⁾。

この一年志願兵資格証明に関する規程は1852年6月16日付で内務大臣および陸軍大臣により通達さ

れ、さらに1855年の回章訓令で確認されたが、ホルツミュラーも指摘するように入学登録に基づいての資格付与は異例であった。これによって工業インスティトゥートには一年志願兵資格取得をめざした生徒が殺到したが、その多くはこの資格を手にするると直ちに離学してしまうという事態を招いた。またギムナジウムで成績不振の生徒がこの資格証明書のために好んで地方工業学校に在学するようになり、そのため地方工業学校は質の劣る生徒の集積場となる恐れも生じ、これまで「ギムナジウム卒業生にとってすら難しいと思われる高い教育水準」を維持し、経営上も良好であった地方工業学校はこのことで社会的威信を傷つけられることになった¹¹⁾。

とにかく地方工業学校はその在学中に一年志願兵資格を与えることができず、このことが地方工業学校の中段階の技術教育機関への安定した発展を阻む要因となった。ちなみに1850年の規程では、地方工業学校の敷地と建物は都市が提供し、経常的な補助金を都市と国が折半して負担し、予科クラスのコスチューム費用は都市がすべて負担すると規定していた。都市の負担が増加するにつれて地方工業学校の組織形態に対する納税者たちの圧力が高まっていったが、その中心は製図に代表される技術教授と一年志願兵資格を求める実業市民層であった¹²⁾。

したがって地方工業学校に対する、このような工業市民層からの影響のもとにあった都市の政策の関心は、まず第一に一年志願兵資格を有する学校制度に向けられた。したがって工業的な養成システムは都市の市民層の教育要求という圧力のもとに沈下していったのである。そのさい工業学校制度の財政維持方式がこの学校に対する都市の直接的な介入を可能にしたのである¹³⁾。50年規程による地方工業学校がふたたび組織改革を迫られたのは「50年代、60年代のプロイセン工業化の加速度的進行による産業革命状況の出現¹⁴⁾」への対応と同時にこの一年志願兵資格の問題が存在していたからである。

再組織化のための範例を提供したのは1863年に設立されたバルメンの工業学校であった。この学校は国家の補助なしに純粋な都市の機関として維持され、「下級工業学校」と「上級工業学校」からなっていた。「上級工業学校」の準備を担うものとされた「下級工業学校」は当初から実科学校の教科課程をもち、フランス語を教えた。早くも設立されてから4年後の1867年には「下級工業学校」の養成期間は4年間に延長された。これにより本来の工業学校のために普通教育の下部構造がつくられ、それはもはや中等学校制度の実科学校タイプと実質的に区別ができないものであった¹⁵⁾。そのことは、このバルメンの学校がプロイセンで初めてその卒業生に、他の地方工業学校の生徒には求められた工業インスティトゥートへの入学登録という条件なしに一年志願兵資格を認可されたことから明らかであった¹⁶⁾。

地方工業学校に在学することによって一年志願兵資格が与えられるようになったのは、1870年からである。改革の中心となったのは1857年に工業インスティトゥートの校長となり、66年工業インスティトゥートを工業アカデミーと改称したノッテボーム (Nottebom) であった。69年商工省に地方工業学校の再編計画を審議する委員会が設けられ、「1870年3月21日のプロイセンにおける既存の工業学校の再編と新たな工業学校の設置に関する諸規程」(ノッテボーム再編計画)が施行された。この「諸規程」では地方工業学校の課程は三級制とされ、下の二つの級で一般教育が教えられ、最上級のみ本来の工業教育が行われる専門級となった¹⁷⁾。最下級への入学条件はギムナジウムまたは第一級実科学校の生

徒が第II級への進学のために求められる中等教育の証明とされ、下級の二つの級に在学して専門級への進級成熟を得た生徒には一年志願兵資格が与えられた¹⁸⁾。入学条件が明確に中等教育の第II級成熟と規定されたことにより、下級の二つの級に第II級の子科という機能が与えられ、中等学校に対応した完全な下部構造をつくりあげる傾向を強める結果となった。入学に関するこのような規定によって地方工業学校は中等学校制度の基準によって律せられることとなったのである¹⁹⁾。

グライヴッツほか11の都市*¹⁾は再編計画を直ちに受け入れ、ブレスラウは1874年にこれに相当する学校を設置した。都市のこのような素早い対応は従来型の地方工業学校の卒業生から工業アカデミーへの進学資格が、そしてその入学を条件にされていた一年志願兵資格が奪われることを予知していたためと考えられる。事実1875年10月1日をもってこれは実施された。この資格を武器とする商工省当局の圧力は絶大であり、また再編された学校は60年代初めの経済発展とも相俟って生徒数を著しく増加したのである²⁰⁾。

- * 1 再編計画を直ちに受け入れたのはグライヴッツのほかブリーク、ゲルリッツ、ケルン、ポーフム、コブレンツ、ヒルデスハイム、エルバーシュタット、クレフェルト、ザールブリュッケン、ポツダム、ハルバーシュタットである。

しかしこの地方工業学校の再編は外部からの非難を浴びることになった。建築アカデミーや工科大学（1871年に工業アカデミーから昇格した）の教授たちはラテン語を学んでいない学生の入学が、工科大学を総合大学と同格にしようとする彼らの希望を妨げるとみなし、建築・機械部門の中級国家公務員の多くもラテン語を学んでいない者が彼らの身分に入ってくることに反対した。そして第一級実科学校（実科ギムナジウム）の代表も、この再編された学校が実科学校を将来のギムナジウムにしようとしている彼らの計画を妨げるとして反対した。文部省大臣ファルク（Falk 1872-1879）によって招集された1873年の10月会議において枢密顧問官ヴィーゼ（L. Wiese：実科ギムナジウムの創設者）や、ガレンkamp（K. W. Gallenkamp：ベルリン実業学校校長）は工業学校の二重目的（一方で実務、他方で単科大学への準備）に反対し、文部省領域への侵害であると非難した²¹⁾。

ノッテボーム再編計画に代わる組織計画は1878年8月ベルリンでの会議で審議された。その結論は地方工業学校の実事実上の解体であり、これ以降たんに「工業学校」とよばれることになったこれらの学校は高等実科学校またはレアルシューレあるいは2級制の中級専門学校のいずれかになるよう選択を迫られた。2級制の中級専門学校になる場合はレアルシューレの上に、もしくは高等実科学校の第II上級と第I下級に並行して、接合することができることができた。このためクレフェルト、アーヘン、バルメン、ハーゲン、カッセルの諸都市は専門級をもつレアルシューレとなる道を選択し、グライヴッツ、ブレスラウ（1874年設立）、ヒルデスハイム、ハルバーシュタット、ブリークは専門級をもつ高等実科学校を設置した²²⁾。専門級としては機械技術クラスと化学技術クラスのみが認められたが、化学技術クラスは生徒数が少なかったためにまもなく廃止された。機械技術クラスはハーゲンの場合のように多くの入学希望者を集めた学校もあったが、クレフェルトやヒルデスハイムなどいくつかの学校では廃止にいたっている。なお、専門級は高等実科学校とレアルシューレとともに1879年に文部省の所轄に入ったが、その後実科系学校から分離し専門学校として発達したため1885年再び商工省の所轄と

なる。

1883年3月、文部省内でゴスラー大臣によって招集された会議が開かれ、その審議に基づいて1883年10月17日付の「実科学校と結合された機械技術専門学校の卒業試験規程」が出された。この卒業試験規程に関して次のような国の資格が設定された。①下級に在学することで、測量技師および鉱区測量技師の受験。②成熟証明で、a. 国鉄行政部門では作業場長、技術職員(1887年4月30日試験規程)。b. 間接税行政部門では下級官吏経路。c. 帝国海軍部門では作図職員、作業場長、海軍技師、そして特に優秀な能力をもつ場合は少佐待遇の主任技師にまでの昇進*²。

* 2 この最後の点に関して資格ありと認められた学校はハーゲン、アーヘン、プレーメン、プレスラウ、ケムニッツとドルトムントであった²³⁾。

卒業試験合格によりこのような経路への資格が与えられたことが刺激となって、当初わずかな生徒しか集められなかった専門級の生徒は増加傾向に転じ、ハーゲン、プレスラウ、グライツヴッツ、バルメンなどの専門級は実科系学校から分離して機械技術専門学校として発達することになった²⁴⁾。

II. 中級機械製造学校

プロイセンの地方工業学校が解体し、技術的職業養成機能を喪失していく時期は「技術者と技師」という新しい職業集団が専門化してくる時期と重なっていた。1856年に結成された「ドイツ技師連盟」(Verein Deutscher Ingenieure 以下「連盟」)——構成員の大部分は地方工業学校から工業インスティトゥートに進んでいた——は、工科大学の入学条件についての議論では決定的な影響力を及ぼした。工科大学の総合大学との同格化をめぐる争いのなかで、「連盟」は工科大学を職業的な準備教育から隔絶すること、また技師がギムナジウムの「人文的」な教養をもつことの必要性を強調したが、これらは技師の社会的威信を高める要件とみなされていたからである²⁵⁾。

工科大学入学条件についての「連盟」の要求は地方工業学校が高等実科学校に転換していくなかで実現されるが、工科大学卒業者の下に位置づく技術者の養成制度の整備が1870年代以降のドイツ・プロイセンにおいて焦眉の問題となった。それは実業界の需要に応じて簇生する多様な技術的職業教育機関を専門学校制度として構造化することであった。

1855年ケムニッツに開設された教育施設を嚆矢とする一群の職工長学校(Werkmeisterschule)は各地方庁の管轄のもとに手工業訓練後の継続教育機関として発達していたが、このなかから民衆学校を卒え2年間の実務訓練に就いた者を受け入れる2年制の(下級)機械製造学校が生まれてくる。機械技術専門学校はこの下級技術者養成を目的とする2年制機械製造学校と並行して、中間技術者養成機関と位置づけられることになる。この構造化に精力的に取り組んだのは「連盟」であって、「連盟」はカールスルーエ大会(1889年)での決議「技術的中间学校の発達のための指導原則」にもとづいて、機械技術専門学校の入学条件として一年志願兵資格(中等学校の第II上級成熟)と2年間の職業経験を求めた。この「連盟」の「指導原則」は1890年まずケルンとドルトムントの学校で実現され、これが成功したためハーゲン、プレスラウ、エルバーフェルト・バルメンの高等実科学校に併設されていた専門級もこれに与するにいたった²⁶⁾。この学校の課程は当初4学期制(2年)であったが、その後5学期

制に延長された。これらの学校は1898年から統一的に中級機械製造学校 (höhere Maschinenbau-schule: HMS) とよばれることになるが、このようなプロイセンにおける機械製造学校と中級機械製造学校の複線的構成は他の専門学校制度および他のドイツ諸邦のモデルとなっていく²⁷⁾。

当時のドイツ帝国では専門教育制度についての統一的な規定は設けられておらず、専門学校制度の組織構成は各邦(Land) 独自なものになっていたばかりでなく²⁸⁾、各邦内における専門学校制度も統一的な法令によって整備されていなかった。ここでは便宜上、レクシス(W.Lexis) にならって当時の専門教育機関を、単科大学に代表される高等教育段階の専門教育機関、中級専門学校(mittlere Fachschule) そして下級専門学校(niedere Fachschule)の三つの段階に区分することにする*³⁾。

* 3 今世紀初頭に W. Rein, によって編まれた『教育学百科ハンドブック』では、ドイツの専門学校制度は次のように区分されている²⁹⁾。

1. 下級専門学校制度 [Niederer Fachschulwesen]

①家政学校, ②工業学校及び手工業学校, ③農業学校及び農業冬期学校, ④営林学校, ⑤工業補習学校, ⑥商業補習学校

2. 中級専門学校制度 [Mittleres Fachschulwesen]

①工業学校, ②機械製造学校, ③建築学校, ④農業学校, ⑤営林学校, ⑥鉱山学校, ⑦商業学校, ⑧音楽学校, ⑨織工学校

3. 上級専門学校制度 [Höhere Fachschulwesen (Fach-Hochschulen)]

①総合大学, ②工科大学, ③鉱山アカデミー, ④営林アカデミー, ⑤農業アカデミー, ⑥工芸アカデミー, ⑦軍学校及び商船学校, ⑧商業アカデミー, ⑨師範学校

このうち中級専門学校は中等普通教育のある特定の水準を修了していることを入学条件とし、通常二年ないし三年の課程を提供することによって、中級公務員・大規模経営の比較的ランクの高い職員などを養成することを主な目的とする教育機関である。下級専門学校は初等教育を(優秀な成績で)修了し、かつ一定の実務を経験していること(徒弟期間に相当する期間)を入学条件とし、職工長など大経営の中間および下級職・小規模経営の管理的職員・手工業者などの養成を目的とする。一部の中級専門学校ではその卒業試験合格によって単科大学への進学が可能となっているが³⁰⁾、単科大学は中等普通教育の修了を、中級専門学校は中等普通教育の特定の水準の修了を、下級専門学校は初等教育をそれぞれ入学の前提としており基本的にはこの三段階の専門教育機関間には接続関係は存在していない³¹⁾。

19世紀末のプロイセンでは主だった機械製造学校は商工省直轄の国(邦)立教育機関とされ、水準としては中等学校第II下級に接続する中級機械製造学校と、初等教育に接続する機械製造学校におおよそ区分されていた。1901年11月19日の規程によれば中級機械製造学校*⁴⁾の課程は2年間で、その入学条件は次の証明書を提示することであった。すなわち①普通中等学校の第II下級またはこれに相当する学年級に在学し、十分な成績を修めていることの証明書、製図の基礎的能力の証明書、および最低24カ月の実務経験の証明書、②商工大臣の指定した試験に合格して取得できる中級機械製造学校入学適性証明書および最高3カ年で最低24カ月にわたる実務経験の証明書である³²⁾。

* 4 20世紀初頭における中級機械製造学校(教員数)は以下の通りである³³⁾。

a. 国立中級機械製造学校: アルトナ(9), プレスラウ(11), アインベック(8), ハーゲン(16), ポーゼン(5), ステッティン(6),

- b. 国立中級機械製造学校〔下級機械製造学校(職工長学校)との併設校〕：ドルトムント(24), エルバーフェルト・バルメン(16),
- c. 国立機械製造・精練学校：デュイスブルク機械製造・精練学校(17), グライヴィッツ機械製造・精練学校(11), ゲルリッツ機械製造学校(9), イザーローン金属工業専門学校(9), ケムシャイト製鉄専門学校(9), シュマールカルデン製鉄専門学校(不明), ジーゲン製鉄専門学校(5),
- d. 市立学校：ケレン中級機械製造学校・職工長学校(16), マグデブルク機械製造学校(職工長学校)(7)。

①の「普通中等学校の第II下級またはこれに相当する学年級に在学し、十分な成績を修めていることの証明書」は中等学校の発行する一年志願兵資格証明書に相当するものである。つまり中級機械製造学校入学のための基礎資格のひとつが一年志願兵資格であったといえる。しかしながら、同じ一年志願兵試験委員会で取得した一年志願兵資格能力証明書では中級機械製造学校の入学を認められなかった。この証明書の取得者は②の適性試験を受けなければならなかったのである。

さらに、中級機械製造学校の卒業した者は、鉄道主任技師など国鉄関連の、あるいは設計主任などの海軍の中級技術職員に採用されることができたが、その場合には中級機械製造学校に入学する前に「少なくとも6年制課程をもつ中等学校で一年志願兵資格証明書を取得していること*⁵」が条件とされていた³⁴。このように同じ一年志願兵資格といっても、中等学校出身者のもつ資格と試験で取得した資格との間には効力において大きな隔たりがあったのである。

* 5 20世紀初頭において一年志願兵資格を入学資格とした主な専門学校タイプには以下のものがある³⁵。[プロイセン]：中級機械製造学校、ケレン市立商業学校「商業専門クラス」、ドルトムント中級商業学校の商業専門クラス、[バイエルン]：機械製造・電気技術専門学校、[ザクセン]：工業アカデミーの機械技術科・化学科・建築科・電気技術科、機械製造学校、ライプチヒ商業学校、クリミッツシャウ商業学校の専門課程、[ヴェルテンベルク]：シュトットガルト商業学校の中級部門、[エルザス・ロートリンゲン]：ミュールハウゼン機械紡績学校、[ブレーメン]：機械製造学校。

III. 専門学校制度の構造化と第II上級成熟

第一次大戦後、一般兵役義務制とともに一年志願兵資格は廃止されたが、この資格の基礎となった第II上級成熟証明は基本的な教育水準として残った。戦前に一年志願兵資格授与権限を得ていた中間学校の卒業に対してプロイセン文教行政当局は、「中間成熟証明」(die mittlere Reife)を付与することを決定した(1925年のプロイセン「中間学校規程」)。ほぼ同一年齢の生徒に与えられる中等教育の第II上級成熟証明とこの中間成熟証明との関係は、1927年の訓令によって、中間学校の卒業生は中間成熟証明のみを取得するが中等学校で第II上級成熟証明を得た生徒は自動的に中間成熟証明をも取得すると規定された³⁶。そして中級機械製造学校はワイマール末期まで厳格に第II上級成熟証明を入学条件としており、したがって機械工などの訓練を受けた国民学校生徒の入学は認められなかった³⁷。

特に職業学校教員連盟(Berufsschullehrerverbände)や労働組合は国民学校生徒を徒弟訓練ののち中級専門学校にも入れることを望んでいた。中級専門学校が夜間コースや全日制コースを設けて、より広く門を開くように主張したのである。このような動きに対してとりわけ中級機械製造学校の卒業

表1 中級機械製造学校の教科課程 (週時間数)

Nr	科目	IV級	III級	II級	I級	計
1	業務科	-	-	-	2	2
2	数学	8	4	4	2	18
3	物理	4	2	-	-	6
4	化学	4	-	-	-	4
5	機械学	6	5	4	2	17
6	機械部品	4	4	2	1	11
7	汽缶	-	-	2	2	4
8	昇降機	-	-	2	2	4
9	蒸気機関	-	-	3	3	6
10	水力発動機	-	-	-	3	3
11	ガス発動機	-	-	-	2	2
12	工作機械	-	4	-	-	4
13	一般技術学	-	-	4	2	6
14	精練	-	2	-	-	2
15	電気技術	-	4	3	2	9
16	建築設計・建築技術・製図	4	3	3	2	12
17	見積り	-	-	-	1	1
18	図法幾何	6	4	-	-	10
19	機械部品スケッチ・製図	6	6	6	-	18
20	汽缶スケッチ・製図	-	-	-	4	4
21	昇降機スケッチ・製図	-	-	2	4	6
22	蒸気機関スケッチ・製図	-	-	2	4	6
23	工作機械スケッチ・製図	-	4	-	-	4
24	実験室演習	-	-	4	4	8
25	節字	(1)	-	-	-	(1)
26	救急処置	-	-	1	-	1
計		42 +(1)	42	43	42	169 +(1)

資料：Holzmüller, G., Das technische Schulwesen, 1902, S. 318-319.

者の団体は反対した。この卒業生団体は入学条件としての中等学校の第II成熟証明を堅持し、依然として中間学校の修了を断固として認めていなかった。これに対して建築学校や中級繊維専門学校は中間学校修了者に対して比較的寛大であった。さらに1933年の春になるとプロイセンでは中級機械製造学校の入学条件がいくぶん緩和された³⁸⁾。

なお、「有能さへの自由な道」というスローガンのもとに中級機械製造学校や建築学校生徒の工科大学への進学を求める声に圧されるように、1920年から実科ギムナジウムのアビトゥーアを基準とした補充試験(外国語一科目のみ)が設けられたが、中級機械製造学校の卒業生にとってこれは困難なハードルであった。

専門学校によって得られる職業地位はきわめて多様であった。しかし基本的には技術系公務員および技術系職員という地位がめざされていた。特に国の専門学校は長い間建築公務員、鉄道行政での公務員などの養成所であったのであり、これらの公務員はワイマール共和国では「比較的高い中間公務員(mittlere gehobene Beamte または検査官経路 Inspektorenlaufbahn)」とよばれていた³⁹⁾。

表2 1938年における専門学校

専門学校の種別	校数	生徒数	中間修了をもつ生徒の割合
建築学校	50	6,064	46%
技師学校	46	9,328	66
商船学校	6	431	49
鉱山学校	15	1,098	26
ドイツ手工業マイスター学校	47	3,405	38
その他の専門学校	139	5,730	—

資料：Handbuch der deutschen bildungsgeschichte, Bd. 5. 1918-1945, von Langewiesche, D./H. E. Tenorth (hrsg.), München, 1989. S. 305.

細分化された専門の教育内容に満たされた教科課程をもち、「特殊な工科大学の観⁴⁰⁾」をみせるまでになっていた中級専門学校の卒業者たちは、これまで一般に使われていた「技術者 Techniker」という名称に代えて「技師 Ingeieur」という職名を熱望した。これは工科大学卒業者団体によって拒否されたが、1930年以後になると「技師」と自らをよぶようになった。これとの関連で「専門学校」に代えて「技師学校 Ingeieurschule」という校種名を求める声が出てきた。

20年代には、工科大学卒業者と専門学校卒業者との間での論争になった職名問題だけではなく、これらの間の任務分担という問題も出てきた。行政当局は専門学校卒業者を高められた中級職(検査官)に、工科大学卒業者を上級職(幹部職員 Baurat)に位置づけていたが、両者の職務領域は特に中小の企業では、かなりの部分において重複した。このような規制を保持し拡大することが中級専門学校卒業者団体の目的であった。これに対して大企業では行政当局の基準を拒否し、むしろ一定の任務分担と複雑な給与体系を採用することが一般的であった。検査官経路(特にドイツ帝国鉄道)への認可がドイツ帝国の専門学校制度の統一化の梃子であった。1921年「技術的学校制度の評価のための帝国委員会 Reichsgutachteausschuß für das technische Schulwesen」は専門学校を検査官経路のための養成機関として認める最初の方針を打ち出し、1937年12月20日の訓令によって帝国文部省は中級専門学校に中級公務員職に就く資格を与え、専門学校制度のなかでの確固たる地位を得させることに努力した。これらの学校は1931年以後は「中級技術教育機関 Höhere Technische Lehranstalten」とよばれるようになった。

ベルリンの「帝国学校制度局 Reichsstelle für Schulwesen」は「工業の職業学校及び専門学校制度による指針」において1941年専門学校の統計を公表した。これによると技師学校に入学した生徒の66%が中間学校修了以上の教育歴をもち、建築学校、商船学校では5割に達しようとしていたことがわかる(表2)。とくに専門学校全体の生徒数のうちで約37%を占めた技師学校についてみると、4.04%の生徒がアビトゥーアを、42.96%が第II上級成熟を、18.11%が中間学校修了を取得したのちに入学していた。その他の専門学校タイプでは国民学校卒業者が大半を占めていたが⁴¹⁾、中間修了取得者が入学者のほぼ半数を構成した技師学校がその後の職業専門教育制度の構造化において主導的な役割を担う

であろうことは十分予想される。1939年の「ドイツ技師学校試験規程 Prüfungsordnung für die deutschen Ingenieurschulen」によって公式な性格づけが与えられたこの学校は第二次大戦後の旧西ドイツにおける1968年の諸州協定によって他の中級専門学校とともに専門単科大学 (Fachhochschule) に昇格するのであるが、その入学条件の基本には第II上級成熟がすえられた⁴²⁾。

結 び

補習学校と下級専門学校は国民学校に、中級専門学校は一年志願兵資格すなわち中等学校の間教育修了に、工科大学はアビトゥーアに接続するという技術専門教育制度の構造原理はすでに1878年プロイセン商工省によって公式化されていた。すなわち、すべての専門学校は、国民学校であれ、中間学校あるいは中等学校であれ、ある特定の普通教育と接続するべきものであって、専門学校それ自体がより上級の専門学校のための準備機関となることはできない⁴³⁾という構造がこのようにして形成されてきたのである。普通教育の各段階が下級・中級・高等の各工業教育のための前提条件となり、工業一技術的養成諸コースにおいて下級専門学校から中級専門学校へ、あるいは中級専門学校から工科大学への進学は基本的には第二次大戦以前においては実現されなかった。このことは国民学校卒業・中等段階教育の中間修了・高等教育の各段階においても移行および上昇の可能性が阻まれていたことと対応している。上級技師[höhere Techniker] (工科大学の工学ディプロム Dipl.-Ingenieure)、中間技師[mittlere Techniker] (専門学校技師 Fachschultechniker)、下級技師[niedere Techniker] (または職工長) という職名に示されているように、これらのグループ間では移行するということがなかった。これらのグループは、その訓練のなかで取得した技術的な専門知識の程度に応じて、きわめて限定された形で雇用システムの異なった段階に区分されることができるだけである。そのことは上下の専門学校間での教育内容の系統化がほとんどなされないことにも示されている。「機械製造学校の教科目は、より上級の学校と同じであり、上級の学校の授業も初歩的な内容を含んでいた⁴⁴⁾」であり、各段階の専門学校生徒は普通学校システムのなかで受けた教育コースにもとづいて等級化され社会的に評価されたのである⁴⁵⁾。

教育基準をギムナジウムが提供し、実科系学校は自らをその基準に対応させることでギムナジウムとの同格化を実現し中等教育制度の一翼を担うにいたったが、それはギムナジウムの基準性を強化することとなった。この基準に社会的な効用を付加した一年志願兵などの諸資格が設定され、基準は遅れて整備されることになった職業専門教育制度にとっても無視できないほど大きな力をもつことになる。それには、職業教育がその内容の多様性のゆえに、わずかに実務経験年数という基準のほかに確たる基準を自らの手で設定できなかったことにも起因している。職業教育制度が中等教育制度の基準にもとづいて構成されることになれば、中等教育の基準はさらに強化されざるをえない。アビトゥーアは総合大学のみならず工科大学への進学権を普通中等学校にほぼ独占させ、高等教育から職業専門教育の履修者を排除したが、一年志願資格は職業専門教育それ自体に入りこみ、職業専門教育制度の構成を中等教育を基準とする原理によって組織していった。その意味で一年志願兵資格はアビトゥーアよりも一層浸透性をもった巧妙な装置であったといえるのである。

注

- 1) Müller, D. K.; Sozialstruktur und Schulsystem, Aspekte zum Strukturwandel des Schulwesens im 19. Jahrhundert, Göttingen 1977.
- 2) Jost, W.; Gewerbliche Schulen und politische Macht, Zur Entwicklung des gewerblichen Schulwesens in Preußen in der Zeit von 1850-1880, Weinheim u. Basel, 1982. S. 178.
- 3) Theutlein, P.; Die geschichtliche Entwicklung der Einjährig-Freiwilligen-Berechtigungswesens in Deutschland, Hamburg 1891, S. 33-40.
- 4) 拙稿「19世紀ドイツ学校教育制度の構造 (III) ——一年志願兵資格と実科系学校——」聖徳学園女子短期大学紀要第13集 1987年
- 5) Wehrordnung §90 und Bekanntmachung vom 22. Januar 1873, Reichsgesetzblatt Jahrgang, 1873,; Prüstel, C.; Entwicklung und Organisation des gewerblichen Bildungswesens in Deutschland (Inaugural=Dissertation, zur Erlangung der Doktorwürde der hohen philosophischen Fakultät der Universität Leipzig), Leipzig 1913, S. 14.
- 6) 拙稿「19世紀ドイツ学校教育制度の構造 (II) —プロイセン実科学校卒業試験について—」聖徳学園女子短期大学紀要11集 1985年
- 7) 拙稿「プロイセン中間学校と三分岐複線型学校制度の完成」聖徳女子短期大学紀要第16集 1990年
- 8) 高橋秀行「初期工業化段階におけるプロイセン近代技術教育の歩み」世界教育史体系32『技術教育史』講談社 1978年 p. 461
- 9) Holzmüller, G.; Das technische Schulwesen, In: Geschichte der Erziehung vom Anfang an bis unsere Zeit, bearb. von K. A. Schmid, Bd. V, 3. Abt., Stuttgart u. Berlin. 1902, S. 295.
- 10) ebenda. S. 298.
- 11) Holzmüller, G. (1902), a. a. O., S. 298.
- 12) Jost, W., a. a. O., S. 177.
- 13) ebenda. S. 180.
- 14) 高橋, 前掲書 p. 462.
- 15) Jost, W., a. a. O., S. 184.
- 16) Treutlein, P., a. a. O., S. 32.
- 17) Svet, K., Rückblicke und Ausblicke in die Entwicklung des lateinlosen höheren Schulwesens, Teil I. : 1910, Essen (Ruhr), Wissenschaftliche Beilage zum Jahresbericht der Oberrealschule i. E. zu Essen (Ruhr) , 1909/10. S. 88.
- 18) Holzmüller, G.(1902), a. a. O., S. 301.
- 19) Jost, W., a. a. O., S. 184-186.
- 20) Holzmüller, G. (1902), a. a. O., S. 304.
- 21) ebenda. S. 305.
- 22) Holzmüller, G.; Gewerbeschule, in: Encyklopädisches Handbuch der Pädagogik, hrsg. von Rein, W. Bd. 3. 1905. S. 569.
- 23) Holzmüller, G. (1902), a. a. O., S. 304.
- 24) ebenda. S. 308.
- 25) Georg, W./A. Kunze; Sozialgeschichte der Berufserziehung, München 1981. S. 122-123.
- 26) Grüner, G.; Fachschulen, in: Handbuch der deutschen Bildungsgeschichte, Bd. 4. 1870-1918, von Berg, C. (hrsg.) , München, 1991. S. 392-394.
- 27) ebenda. S. 124.
- 28) Lexis, W. (hrsg.);Das Unterrichtswesen im Deutschen Reich, Bd. 4, Das technische Unterrichtswesen, Teil. 3. Berlin 1904. S. 3.
- 29) Encyklopädisches Handbuch der Pädagogik, hrsg. von Rein, W. Bd. 10. 1911. S. 81-86.

- 30) Lexis, W., a. a. O., S. 8-9.
- 31) ebenda. S. 13.
- 32) ebenda. S. 51.
- 33) Holzmüller, G. (1902), a. a. O., S. 316.
- 34) Höffner, O.; Maschinentechnische Fachschulen, in: Encyklopädisches Handbuch der Pädagogik, hrsg. von Rein, W. Bd. 5. 1906. S. 773-774.
- 35) Lexis, W., a. a. O., S. 51-237.
- 36) 拙稿「プロイセン中間学校と三分岐複線型学校制度の完成」
- 37) Grüner, G.; Berufsausbildung in Fachschulen, in: Handbuch der deutschen Bildungsgeschichte, Bd. 5. 1918-1945, von Langewiesche, D./H. E. Tenorth (hrsg.), München, 1989. S.299.
- 38) ebenda. S. 301.
- 39) ebenda. S. 299.
- 40) Holzmüller, G. (1905), a. a. O., S. 570.
- 41) Grüner, G., a. a. O., S. 301-303.
- 42) Georg, W.: Fachhochschulreife, in: Enzyklopädie Erziehungswissenschaft, Bd.9-2. Sekundarstufe II, Jugendbildung zwischen Schule und Beruf, hrsg. von Blankertz, H. usw. Stuttgart 1983. S. 237-238.
- 43) Jost, W. a. a. O., S. 272.
- 44) Lexis, W., a. a. O., S. 53.
- 45) Jost, W. a. a. O., S. 272.